

2008年12月2日  
日 本 銀 行

## 企業金融円滑化のための金融調節面での対応について

1．日本銀行は、国際金融資本市場や米欧金融システムの動揺が深刻化した秋口以降、わが国金融市場の安定確保に資するため、金融調節面で様々な対応を図ってきた。すなわち、ドル供給オペや補完当座預金制度を導入したほか、国債現先オペやCP現先オペの拡充等の措置を講じてきた。こうした対応の効果もあって、わが国金融市場は、欧米に比べれば相対的に安定を維持している。ただ、わが国の金融環境をみると、中小・零細企業で資金繰りが悪化しているほか、大企業においても市場での資金調達環境が悪化している先が増えるなど、全体として緩和度合いが低下している。

2．こうした情勢を踏まえ、年末・年度末に向けた企業金融の円滑化に資する観点から、日本銀行は、本日開催した臨時の政策委員会・金融政策決定会合において、2009年4月末までの時限措置として、金融調節面で以下の措置を講じることとした。

### (1) 民間企業債務の適格担保範囲の拡大

民間企業債務の適格担保としての取扱いについて、社債と企業向け証券貸付債権の適格要件のうち、格付に係る要件を、従来の「A格相当以上」から「B B B格相当以上」に緩和する。これに伴い、新たに適格とする「B B B格相当」の社債と企業向け証券貸付債権に適用する担保掛け目(別紙1)を設定する。本措置は、12月9日から実施する。

### (2) 民間企業債務を活用した新たなオペレーションの実施

民間企業債務を担保とする資金供給面の工夫として、「共通担保として差入れられている民間企業債務の担保価額の範囲内で、金額に制限を設けずに、無担保コールレートの誘導目標と同水準の金利で、年度末越え資金を供給するオペレーション」(別紙2)を導入する。本措置については、12月18・19日に開催予定の金融政策決定会合において基本要領等を決定し、来年1月中の実施に向けて実務的準備を進める。

3．日本銀行としては、年末および年度末に向けて、従来からの施策に加えて、今回新たに決定した措置も活用しながら、適切な金融調節の実施を通じて、金融市場の安定確保に努めていく方針である。

以 上

## 新たに適格とする社債および企業向け証書貸付債権に適用する担保掛け目

## 社債

	残存期間					
	1年以内	1～5年	5～10年	10～20年	20～30年	30年超
担保掛け目 (現行A格以上との差)	97% (±0%)	96% (±0%)	95% (±0%)	89% (4%)	83% (8%)	80% (10%)

## 企業向け証書貸付債権

	残存期間				
	1年以内	1～3年	3～5年	5～7年	7～10年
担保掛け目 (現行A格以上との差)	95% (1%)	86% (4%)	75% (5%)	70% (5%)	60% (5%)

「民間企業債務を活用した新たなオペレーション」の骨子

1．対象先

共通担保オペ（全店貸付）の対象先のうち希望する先

2．資金供給方式

電子貸付（共通担保オペと同様の方式）

3．貸付期間

3か月以内（ただし、期限は来年4月30日以前とする）

4．貸付利率

貸付期間中の無担保コールレート（オーバーナイト物）の誘導目標水準の平均値

5．貸付額

制限を設けない

6．対象先ごとの貸付限度額

各対象先が共通担保として差入れている社債、CP、手形および企業向け証書貸付債権の担保価額相当額

7．担保

共通担保として差入れられている適格担保